9 September 2022

Nabeshima Labor management

令和5年4月1日から、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます。

すでに大企業では、１ヶ月６０時間を超える時間外労働について、割増賃金率が５０％以上とされていましたが、令和５年４月１日からは中小企業にも適用されます。

①現行と改正後の割増賃金率

割増賃金		現行	令和５年４月１日～
時間外労働	60時間以下	25%	25%
	60時間超	25%	**50%**
休日労働（法定休日）		35%	35%
深夜労働		25%	25%

●深夜（22：00～5：00）の時間帯に60時間超の時間外労働を行った場合

➡　深夜25%＋時間外50%＝割増賃金率75%

●時間外労働が60時間を超えたあと、法定休日労働を行った場合

➡　割増賃金率35%（法定休日は60時間に含めない）

②具体的な算出方法の例

◆１か月の時間外労働の**累計が６０時間を超えた時点から**割増賃金率が５０％以上となります。

時間外労働

日	月	火	水	木	金	土
1 4時間	2	3 2時間	4 3時間	5 2時間	6	7 3時間
8	9 5時間	10 5時間	11	12	13 2時間	14 8時間
15	16 2時間	17 2時間	18 2時間	19 3時間	20 3時間	21 8時間
22 4時間	23	24	25 5時間	26 5時間	27 2時間	28
29	30 1時間	31 1時間				

法定休日

月60時間超の時間外労働

【割増賃金率】

- 赤枠 ➡ 35%
- 黒枠 ➡ 25%
- 緑枠 ➡ 50%

③引き上げ分の割増賃金の代わりに≪代替休暇≫を取得させることも可能

◆1か月60時間を超える時間外労働を行った労働者の健康確保のため、労使協定を締結することにより、引き上げ分の割増賃金の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。

（例）1か月76時間の時間外労働を行った場合

≪代替休暇≫の時間数 ＝ （７６時間－６０時間）× 換算率２５％ ＝ **4 時間**

代替休暇を取得するかどうかは労働者の意思によります。

1.50 / 1.25 / 1.00

時間外労働

休暇に代替できる部分

休暇に代替できない部分
（必ず金銭で支払う）

【換算率の計算】

1.50　代替休暇を取得しなかった場合の割増賃金率

引き上げ分　換算率（1.50 - 1.25 ＝ 0.25）

1.25　代替休暇を取得した場合の割増賃金率

●代替休暇は、まとまった単位で休暇を与えることにより労働者の休息の機会を確保する観点から、『１日・半日・１日または半日』のいずれかを労使協定で定めておく必要があります。

《筆者：古谷野》

お知らせ

●算定基礎届による標準報酬月額の改定は９月分より適用となります。
各人ごとの保険料については、順次担当よりお知らせ致します。

●新型コロナウイルスに感染した方が傷病手当金を申請する場合、原則、医師の証明等が不要になりました。
おおむね１０日以内の療養が対象となりますので、別途証明が必要な場合があります。

●雇用保険料率が改定になります。（令和４年 10月１日改正）
年度の途中ですが、労働者負担分・事業主負担分ともに変更となりますので、順次お知らせ致します。

●最低賃金の改正について（令和４年 10月１日改正）
栃木県では、８８２円から**９１３円**へ**３１円**の引き上げになる予定です。

●育児・介護休業規則（令和４年 10月１日改正）
「育児・介護休業規則」のひな型を準備しておりますので詳しくは担当までご相談ください。

自然との共生

東北の山と言えば、「早池峰山」「岩手山」「秋田駒」等の山々ですが、いずれも印象深く記憶に残る山々です。今回は未だに登っていない「八幡平」を歩いてきました。盛岡市内は晴天でしたが、「八幡平」は霧の中でした。でも、美しい自然を見ることができました。
美味しい冷麺を食べ、久しぶりに東北の地を歩いてきました。霧の中のトレッキングでしたので、周囲の山々の景色が写せず、足元に咲いている花ばかりになってしまいました。

私のひとこと

毎年１０月は最低賃金が改訂される月です。最低賃金とは「最低賃金法」という法律で定められた１時間の労働に支払う賃金の最低額をいいます。使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払うことになります。今年の栃木県の最低賃金額は３１円の引き上げとなり時給額が９１３円に改定されます。
パートやアルバイト、臨時職員、嘱託などの雇用関係に関係なく適用され、時給、日給、月給の支払い形態も関係ありません。最低賃金の確認は時給制であれば簡単に確認することができますが、日給制、月給制の場合は、日給・月給を時給に換算する計算をしなければなりません。

※日給制÷1日の所定労働時間＝最低賃金額 → １日 8,000 円÷8 時間＝時給 1,000 円 → OK

※月給制÷1ヶ月平均所定労働時間＝最低賃金額 →
（月給 15 万円×12 ヶ月）÷（250 日×8 時間）＝900 円＜913 円となり、この場合は不足です。

鍋島　勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人　鍋島事務所

〒321－0923　宇都宮市下栗町２７５０－２

TEL：028 - 635 - 9752　FAX：028 - 635 - 9298

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.nabeshima-sr.or.jp

E-mail：nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

SRP 全国社会保険労務士会連合会 認証番号：1601124